

出雲労働基準監督署発表
令和6年11月20日（水）

【照会先】
出雲労働基準監督署
署長 川角 洋二
労災課長 中山 勇一
（電話）0853(21)1240

労災保険に係る保険給付の不正受給で刑事告訴

出雲労働基準監督署（署長：^{かわすみようじ}川角洋二）は、労災保険の保険給付を不正に受給したとして、下記の1名を本日、詐欺罪（刑法第246条第1項）で出雲警察署に刑事告訴した。

1 被告訴人

出雲市内のA事業場の代表者

2 事件の概要

被告訴人は、同事業場所属労働者Bの労働災害に関し、休業補償給付請求書及び休業特別支給金申請書（以下、「労災給付等」という。）の事業主証明を行うにあたり、架空の貸金台帳及び出勤簿を捏造し、労災給付等を詐取する目的で出雲労働基準監督署長に対して、令和6年2月7日から令和6年2月29日までの23日間の内の20日分について、正当額は72,000円のところ、77,920円をBの口座に振り込ませたものである。

3 関係法令について

詐欺（刑法第246条第1項）
労働者災害補償保険法第14条、第29条
労働者災害補償保険特別支給金規則第3条

関係法令

○労働者災害補償保険法

(目的)

第1条 労働者災害補償保険は、業務上の事由・・・又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対し迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い・・・

(休業補償給付)

第14条 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために、賃金を受けない日の第4日目から支給するものとし、その額は、1日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

(社会復帰促進事業)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者・・・社会復帰促進事業によって次の事業を行うことができる。
2. 被災労働者の療養生活の援護・・・

○労働者災害補償保険特別支給金支給規則

(趣旨)

第1条 この省令は、労働者災害補償保険法第29条第1項の社会復帰促進等事業として行う特別支給金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業特別支給金)

第3条 休業特別支給金は、労働者が業務上の事由・・・による負傷または・・・に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から当該労働者に対し、その申請に基づいて支給するものとし、その額は1日につき休業補償給付基礎日額（法第8条の2第1項又は第2項の休業補償給付日額をいう。）の百分の二十に相当する額とする。